

NO.	回答時期	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
1	2009年1月	訪問介護	離れた店への外出介助	洋服等の買い物をしたいので、近くにあるスーパーではなく、家から離れた大型ショッピングセンターに行きたいという利用者の要望があるが、その際に、訪問介護の身体介護による外出介助は算定可能か。	算定不可です。 外出介助の算定可能となるケースは、通常利用している生活圏内での用品の買い物であるため、今回のケースは、通常的生活圏内とはいえないため算定できません。
2	2009年3月	訪問介護	通院介助算定可能の行為	通院介助において、 ①受診が終わり点滴をされている利用者が、認知症の影響もあり、自分で点滴を外してしまったり、転倒する危険性があるため、見守り、移動等の一部介助する必要がある。病院側職員が対応できない場合、前述のような院内介助は算定可能か。 ②家族の付添いがなく、認知症の症状がある利用者が受診される際、先生の診断内容を家族に正確に伝えるためにヘルパーが診察に立会い内容を聞き、家族に伝えることが必要な場合、診察に立会う時間は算定可能か。	①算定可能 院内介助の場合、報酬算定の対象となる行為は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」に記載されている行為に限られます。単なる声掛け、見守りは算定の対象外ですが、「自立生活支援のための見守りの援助」に該当する認知症の方の見守り(徘徊がある方の見守りなど)等を算定することは可能であり、問い合わせ内容はこの見守りの援助に該当すると判断するため算定可能です。 ②算定不可 この場合、自立生活支援のための見守りの援助に該当しないと判断いたしますので算定不可です。
3	2010年4月	訪問介護	通院介助算定可能の行為	通院介助における介護報酬の対象となる行為について示されたい。	院内介助は、原則、病院のスタッフが行うべきですが、病院のスタッフが対応することができない場合で、ケアマネジャーがケアプランに必要性を位置付けて実施する場合については、例外的に算定できます。 報酬算定の対象となる行為は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」に記載されている行為に限られます。そのため、院内の移動等の介助や利用者がお手洗いに行く場合の排せつ介助等については算定可能です。単なる見守り、声かけのみ(常時必要としない、緊急時に備えた見守りや精神安定のための声かけ)では算定できませんが、「自立生活支援のための見守りの援助」に該当する認知症の方の見守り(徘徊がある方の見守りなど)等を算定することは可能です。個々の利用者の心身状況等を踏まえて判断する必要がありますので、サービス担当者会議等を活用して十分に検討を行ってください。 また、院内介助の詳細内容については、かかった時間等も含めてサービス提供記録等に記入してください。 なお、院内介助のうち診察室やレントゲン室、処置室等における時間については、いかなる場合であっても算定はできません。
4	2010年6月	訪問看護	医療リハビリと訪問看護PTのリハビリの併用	医療保険でリハビリを受けている利用者が、介護保険の訪問看護による理学療法士等のリハビリを受ける場合、介護報酬として算定可能か。	可能です。 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号)の一部改正について(平成20年3月28日改正)にあるとおり介護保険と医療保険のリハビリは併用できませんが、ここでの「介護保険によるリハビリ」は(介護予防)訪問リハビリ、(介護予防)通所リハビリとされており、訪問看護のリハビリは入りません。

NO.	回答時期	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
5	2010年7月	訪問介護	訪問介護の2時間間隔	状態像等から頻回に訪問介護が必要な利用者の方について、2時間未満の間隔で複数回の訪問介護が行われた場合、それぞれの所要時間を合算して請求することでよいか。	お見込みのとおりです。 【老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について】 において、「前回提供した指定訪問介護から概ね二時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合にはそれぞれの所要時間を合算するものとする」とありますのでお見込みのとおりです。
6	2009年10月	訪問看護	複数事業所からの訪問看護	訪問看護を複数事業所から算定可能か 現在訪問看護を利用している方について、訪問リハビリが必要な利用者について、①訪問リハ事業者がないこと ②利用中の訪看事業所に理学療養士が不在なことから、新たに理学療養士がいる訪看でリハビリを行いたい。 現在利用している訪問看護も24時間対応可能等から利用者に必要なサービスである。この場合、2事業所の訪問看護を算定することは可能か。	訪問看護は複数の事業所からの利用は可能です。 なお、過去に 「訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の数を上回るような設定がなされることは適当ではない。」との解釈が示されていますが、これは、理学療法士等の訪問回数が、訪問全体の回数の半数を超える場合は報酬を算定できないというわけではなく、訪問リハビリ事業所が地域にないため、その代替としての訪看看護ステーションからの理学療養士等による訪問が上回る場合や、月の途中で入院等によりサービスの提供が中止となり、結果的に理学療法士等による訪問が上回る場合等、適切なケアマネジメントを踏まえた上で、利用者個々の状況を勘案して、一定期間経過後であってもなおやむを得ないと認められる場合については算定可能です。

NO.	回答時期	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
7	2011年3月	訪問介護	散歩介助	訪問介護員の散歩の同行はどのような場合に訪問介護費の支給対象となるのか。	<p>平成21年7月24日発の介護保険最新情報vol.104「適切な訪問介護サービス等の提供について」において、厚生労働省は、自立支援、日常生活動作向上の観点から、①安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、②利用者の自立支援に資するものとしてケアプランに位置づけられるような場合については、「自立支援のための見守りの援助」に該当するものと考えられ、保険者が個々の利用者の状況等に応じ必要と認める場合において支給対象となりうるものとしています。</p> <p>本町においては、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、ADL向上の観点から必要であるとケアプランに位置付けられた散歩介助は保険給付の対象としていますが、プランへの位置付けの際は下記に留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リハビリ、機能訓練を主の目的とした散歩」については、まず、医師等の意見も参考にサービス担当者会議において、訪問リハビリ、訪問看護、通所介護及び通所リハビリの活用を十分に検討し、特別な事情により、必要なサービスが受けられない場合は、ケアマネジメントにより訪問介護による散歩介助の必要性について検討してください。 ・単に趣味嗜好により行う散歩ではなく、利用者の自立支援に資するものであること。（閉じこもり予防、うつ予防、運動機会の確保等） ・自ら散歩することが自立支援、日常生活活動の向上の観点から有効であること。 ・自ら散歩をする場合に、安全を確保しつつ常時介助できる状態での見守りが必要であること。
8	2011年3月	訪問介護	散歩介助	うつ状態の歩行困難な利用者について、閉じこもり予防、意欲の向上等の観点から車いすで散歩を行う場合の散歩介助は保険給付の対象か。	<p>対象です。</p> <p>安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う、閉じこもり予防、意欲の向上を目的として行う散歩介助は、「利用者の自立支援に資するもの」と考えられますので保険給付の対象となります。</p> <p>その場合、ケアマネジメントにより、その散歩介助が利用者の自立支援に資するものであることを適正に判断してケアプランに位置付けてください。</p>
9	2013年11月	訪問看護	被爆者手帳所持者報酬請求の方法について	被爆者手帳所持者の報酬請求は、医療保険の請求と同じく手帳記載番号を記載すればいいのか。	愛知県 健康福祉部健康担当健康対策課 原爆・肝炎対策グループに確認。医療保険の請求と同じく手帳記載番号を記載すればよい。